

工事請負代金債権の譲渡承諾等に関する事務取扱要領

(制定 平成 21 年 2 月 26 日)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、北九州市（以下「市」という。）が発注する建設工事を請け負う建設業者が、国土交通省が創設した公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度（以下「下請セーフティネット債務保証事業」という。）又は地域建設業経営強化融資制度のいずれか（以下「融資制度等」という。）を選択して利用する場合において、北九州市工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）第 5 条第 1 項ただし書に基づく工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）を承諾する場合等の事務取扱に関し必要な事項を定める。

(債権譲渡の承諾の対象)

第 2 条 債権譲渡の承諾の対象は、市が発注する工事（当該工事が複数年度にわたる場合においては、下請セーフティネット債務保証事業を選択する場合は、債権譲渡の承諾申請時点において、工事の最終年度の初日が経過しており、かつ当該最終年度内に終了が見込まれる工事に係るものに限ることとし、また、地域建設業経営強化融資制度を選択する場合は、債権譲渡の承諾申請時点において、工事の最終年度の初日が経過しており、かつ当該最終年度内に終了が見込まれる工事、又は次年度に工期末を迎え、かつ残工期が 1 年未満である工事に係るものに限る。）に係る工事請負代金債権とする。ただし、次に掲げる工事に係るものは除く。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項又は第 167 条の 10 の 2 第 2 項（第 167 条の 13 で準用する場合を含む）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- (2) 履行保証を付した工事のうち、市が役務的保証を必要とする工事
- (3) その他元請業者の施工能力に疑義があるなど、債権譲渡の承諾に不適當な特別な事由がある工事

(譲渡債権の範囲)

第 3 条 債権譲渡を承諾する債権の範囲は次のとおりとする。

- (1) 当該工事が完成した場合にあっては、工事約款第 32 条第 2 項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金債権の額から、市が既に支払いをした当該工事に係る前払金、中間前払金及び部分払金並びに当該工事に係る請負契約（以下「工事請負契約」という。）によ

り発生する遅延損害金等の、市が当該工事請負契約に基づき契約の相手方に対して請求できる債権の額を控除した額とする。

(2) 当該工事請負契約が解除された場合にあっては、工事約款第52条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金債権の額から、市が既に支払いをした当該工事に係る前払金、中間前払金及び部分払金並びに当該工事請負契約により発生する違約金等の、市が当該工事請負契約に基づき契約の相手方に対して請求できる債権の額を控除した額とする。

2 当該工事請負契約の契約変更により工事請負代金債権の額に増減が生じた場合には、前項第1号及び第2号の工事請負代金債権の額は、変更後の工事請負代金債権の額とする。

3 前2項の事項については、債権譲渡承諾書(様式1又は様式2)において明らかにするものとする。

4 第2項の場合においては、この要領の規定により債権譲渡をした者(以下「債権譲渡人」という。)は、債権を譲り受けた者(以下「債権譲受人」という。)に変更後の契約書の写しを提出して通知しなければならない。

5 第1項の契約の相手方に対して請求できる債権の額は、当該工事請負契約に係る契約保証金その他当該請求できる債権の額に充当することができる金銭等を当該債権に充当した場合は、当該充当した後の額とする。

(債権を譲渡できる者)

第4条 債権を譲渡できる者は、市が発注する工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者(原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者とし、以下「元請業者」という。)とする。

(債権を譲り受けることができる者)

第5条 債権を譲り受けることができる者(以下「債権譲渡先」という。)は、事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。)又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る元請業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金(以下「振興基金」という。)が被保証者として適当と認める民間事業者であって、元請業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業(中小・中堅元請建設企業に対する電子記録債権(電子記録債権法(平成19年法律第102号)第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。)の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。)を行う者とする。

（債権譲渡を承諾する時点）

第6条 当該工事の進捗率が2分の1以上に到達したと認められる日以降でなければ債権譲渡を承諾しないものとする。なお、進捗率の確認は、月別の工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書（様式4）の受領をもって足りることとする。

（出来高確認）

第7条 債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲渡先が当該出来高確認を行うものとする。

2 前項による出来高確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合には、債権譲渡先は、市に工事出来高査定協力依頼書（様式3）を提出するものとする。

3 前項の工事出来高査定協力依頼書の提出があった場合は、市は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

（債権譲渡の承諾の申請）

第8条 融資制度等を利用しようとする元請業者は、融資制度等の1つのみを選択した上、債権譲渡先との間に、選択した制度に係る本市の債権譲渡の承諾を得ることを停止条件とする債権譲渡契約を締結するものとする。

2 債権譲渡の承諾を受けようとする者は、市に申請をしなければならない。

3 前項の申請に際しては、元請業者と債権譲渡先が共同して次の申請書類を市に提出するものとする。

（1） 債権譲渡承諾依頼書3通

ア 下請セーフティネット債務保証事業を選択した場合（様式1）

イ 地域建設業経営強化融資制度を選択した場合（様式2）

（2） 元請業者と債権譲渡先の締結済の債権譲渡契約証書の写し1通

ア 下請セーフティネット債務保証事業を選択した場合（様式は、平成14年12月18日付け国官会第1812号、国地契第61号、国官技第230号、国営計第138号（以下「平成14年12月18日付け国官会第1812号」という。）に定める様式3-①又は様式3-②に準じたものとする。なお、国土交通省において当該通知が改正された場合には、改正後の通知に基づくものとする。）（参考様式）

イ 地域建設業経営強化融資制度を選択した場合（様式は、平成20年10月17日付け国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号（以下「平成20年10月17日付け国官会第1255号」という。）に定める様式3に準じたものとする。なお、国土交通省において当該通知が改正された場合には、改正後の通知に

基づくものとする。)(参考様式)

(3) 工事履行報告書(様式4)1通

(4) 保証委託契約約款等において工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書1通

(債権譲渡の承諾基準)

第9条 市は、次に掲げる要件のすべてが満たされていることを確認した場合に、債権譲渡を承諾するものとする。

(1) 選択した融資制度に係る債権譲渡承諾依頼書が提出されていること。

ア 下請セーフティネット債務保証事業を選択した場合は、様式1を、地域建設業経営強化融資制度を選択した場合は、様式2を使用し、定められた必要事項のすべてが記載されていること。

イ 元請業者の住所、商号又は名称、代表者職氏名及び印が工事請負契約書と一致していること。

ウ 契約締結日、工事名、工事場所、工期に誤りがなく、かつ、第2条に定める債権譲渡の対象となる債権に係る工事であること。

エ 工事請負代金債権額、支払済の前払金額、中間前払金額及び部分払金額に誤りがなく、債権譲渡をしようとする額(申請時時点)が、工事請負契約に基づき元請業者が請求できる工事請負代金債権の額と一致していること。

(2) 選択した融資制度に係る締結済の債権譲渡契約証書の写しが提出されていること。

ア 下請セーフティネット債務保証事業を選択した場合は、平成14年12月18日付け国官会第1812号に定める様式3-①又は様式3-②に準じたものを使用し、地域建設業経営強化融資制度を選択した場合は、平成20年10月17日付け国官会第1255号に定める様式3に準じたものを使用していること。

イ 元請業者及び事業協同組合等の住所、商号又は名称及び代表者職氏名が前号で選択した制度に係る債権譲渡承諾依頼書のものと一致していること。なお、元請業者が受任地を設定している場合は、この限りではない。

(3) 工事履行報告書が提出されていること。

ア 当該工事の進捗率が、2分の1以上であること。

イ 元請業者が作成していること。

ウ 元請業者の住所、商号又は名称、代表者職氏名及び印が、第1号で

選択した制度に係る債権譲渡承諾依頼書のものと一致していること。

(4) 前条第2項の申請に係る工事が、契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、当該保険又は保証に係る約款等により承諾が義務付けられているものである場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出されていること。

ア 承諾書の写しは、申請内容と相違がなく、適正な相手方が発行したものであることが確認できること。

イ 市に提出済の保険又は保証証券等及び約款等と前項の相手方及び承諾書の記載内容が一致していること。

(5) 当該工事請負契約が解除されていないこと又は工事約款第46条第1項各号及び第47条第1項各号に該当する恐れがないこと。

(債権譲渡の承諾手続)

第10条 債権譲渡の承諾は、第8条に基づく適正な申請書類の提出を受けた後、前条の事項を確認したうえで、速やかに債権譲渡の承諾のための手続を行うこと。この場合、第8条に規定する申請書類等に債権譲渡承諾チェックリスト(様式5)を添付すること。承諾後、債権譲渡承諾書の確定日付印欄に確定日付を記載した後、債権譲渡承諾書を元請業者及び債権譲渡先にそれぞれ1通を交付することにより行うものとする。

2 前項の規定による債権譲渡承諾書の交付は、申請書類の提出を受けた後、7日以内(期限の日が市の休日に当たるときは、当該休日以後最初の市の休日でない日をもってその期限とみなす。)に行うものとする。

3 市は、債権譲渡整理簿(様式6)により債権譲渡の承諾の申請及び承諾状況を年度ごとに整理し、管理するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第11条 第8条に定める適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出がない場合又は第9条の基準が満たされていることが確認できない場合には、債権譲渡を承諾しない。

2 前項の場合には、速やかに、承諾しない旨及びその理由を記載した債権譲渡不承諾通知書(様式7)を元請業者及び債権譲渡先にそれぞれ1通を交付することにより行うものとする。

(債権譲渡承諾後の前金払等の取扱)

第12条 債権譲渡を承諾した後は、当該承諾に係る工事については、原則として前金払、中間前金払及び部分払の請求はできないものとする。

(融資実行の報告書等の要求)

第13条 債権譲渡の承諾後、債権譲渡人及び債権譲受人は、金銭消費貸借契

約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報告書（様式8）を市に提出するものとする。

- 2 債権譲渡人は、当該工事に関する資金の貸付けを受けるため、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）記14に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに公共工事金融保証証書の写しを市長に提出するものとする。

（請負代金の請求等）

第14条 第9条の規定により承諾を受けた債権譲受人は、請負契約に定められた検査等の所定の手続きを経て、工事請負代金債権額が確定した場合に限り、譲り受けた債権の範囲内で、支払を市に請求することができるものとする。なお、債権譲渡人は、債権譲渡承諾後に工事請負代金等の請求をすることはできない。

- 2 債権譲受人が前項に定める支払を請求するときは、次に掲げる書類を市に提出するものとする。

（1） 請求書兼領収書（工事請負費用）1通

（2） 債権譲渡承諾書の写し1通

- 2 市は、前項各号の書類により請求者の請求権及び債権金額等を債権譲渡承諾チェックリストを使用して確認のうえ、所定の手続きを経て当該工事請負契約に係る債権譲渡の承諾をした債権の範囲内の額を支払うものとする。

（様式類の整備）

第15条 融資制度等を利用するにあたって必要な債権譲渡先における取扱や契約書その他の様式類等で本要領に定めのないもの（金銭消費貸借契約書、支払状況・支払計画書、下請負人の受益の意思表示書、受益の意思表示書、債務保証委託書、債務保証協議書、債務保証承諾書、公共工事金融保証証書等（以下「様式類」という。））は、国土交通省及び振興基金が定め、又は当該債権譲渡先が、国土交通省及び振興基金と協議のうえ、必要な手続きを経て定めるものとする。

（不正時の対応）

第16条 国土交通省、振興基金又は捜査機関等が、元請業者又は債権譲渡先が融資制度等に関し不正を行ったと認めるときは、市は、当該不正を行った元請業者又は債権譲渡先を本要領の債権を譲渡することができる者又は債権を譲り受けることができる者の対象から除外するものとする。

- 2 元請業者又は債権譲渡先が提出した書面等が明らかに偽造・改ざん等がなされた不正なものであったときは、市は、国土交通省及び振興基金にその事

実を通報するものとする。

(その他事項)

第17条 融資制度等は、健全な元請業者が積極的に活用すべきものであるの
で、債権譲渡の承諾を申請したことをもって、元請業者の経営状況が不安定
であるとみなし、又は指名競争入札の指名等で不利益な扱いをすることのな
いよう十分留意するものとする。

2 融資制度等の利用に係る債権譲渡によって、元請業者の工事完成引渡債務
が一切軽減されるものではない。

(補則)

第18条 この要領に定める市の事務は、原則として当該工事の監督員の所属
する課（以下「工事監督課」という。）において処理するものとする。

2 この要領に定めるもののほか、債権譲渡に関し必要な事項は、その都度、
技術監理局長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年3月2日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要領のうち、地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱は平成23
年3月末日までの間に限り適用するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領のうち、地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱は平成24
年3月末日までの間に限り適用するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領のうち、地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱は平成25
年3月末日までの間に限り適用するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領のうち、地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱は平成26年3月末日までの間に限り適用するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領のうち、地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱は平成27年3月末日までの間に限り適用するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領のうち、地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱は平成28年3月末日までの間に限り適用するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領のうち、地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱は平成33年3月末日までの間に限り適用するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領のうち、地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱は令和8年3月末日までの間に限り適用するものとする。